



平成25年8月19日

各 位

会社名 江崎グリコ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 江崎勝久  
(コード番号：2206 東証第一部)  
問合せ先 執行役員経理部長 松本節範  
電 話 06-6477-8404

## 自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関するお知らせ

平成25年8月19日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出し並びに会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達目的】

当社グループは、主として食料品製造業を営んでおり、「グリコグループ行動規範」に基づき、信頼される企業であり続けることを事業展開の基本としております。

世界的な規模で経営を取り巻く社会情勢や経済環境が目まぐるしく変化し、エネルギー資源や原材料価格も先高基調の中で、当社グループはそのような環境変化に柔軟に対応しながら、企業価値の向上に努めてまいりたいと考えております

中長期的な会社の成長のための重要な要素を、①強い商品カテゴリーの構築と健康関連事業の創出、②アジアを中心としたグローバル展開の推進、③グループ経営資源の結集による競争力強化とし、この3項目を基本的な考え方として当社グループの対処すべき課題に対する具体的な行動計画を推進してまいります。

特にアジアを中心としたグローバル展開の推進については、ベトナム・インドネシアなど中国・タイ以外のアジア地域へ経営資源を重点的に投下し、菓子事業では「ポッキー」を核にグローバル展開を推進いたします。また、菓子以外の新規事業としてインドネシアでの冷菓事業へ進出（合弁会社設立）を決定いたしました。

本資金調達は、アジアを中心としたグローバル展開を推進し、海外子会社へ重点的に資金を投融資することを目的とするものであり、今後の当社グループのさらなる成長を加速させるものとなっております。

また、自己株式の処分及び当社株式の売出しを実施することにより、株式の流動性の向上に資するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式15,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年8月28日（水）から平成25年9月3日（火）までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成25年9月4日（水）から平成25年9月10日（火）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 1,000株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 江崎勝久に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式2,250,000株  
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から2,250,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 1,000株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 江崎勝久に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式2,250,000株
- (2) 払込金額の決定方法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割当先 野村證券株式会社

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 申込期間（申込期日） 平成25年9月26日（木）
- (5) 払込期日 平成25年9月27日（金）
- (6) 申込株数単位 1,000株
- (7) 上記(4)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 江崎勝久に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

#### 4. 自己株式の消却

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
  - (2) 消却する株式の総数 6,000,000株（発行済株式総数の4.14%相当）
  - (3) 消却予定日 平成25年12月11日（水）
- （注）消却後の当社発行済株式総数は、138,860,138株となります。

#### <ご参考>

##### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から2,250,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、2,250,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年8月19日（月）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式2,250,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当」という。）を、平成25年9月27日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年9月19日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当並びに自己株式の消却による自己株式数の推移

現在の自己株式数	30,290,514株	(平成25年6月30日現在)	(注) 3.
一般募集による処分株式数	15,000,000株		
本件第三者割当による処分株式数	2,250,000株	(注) 1.	
消却株式数	6,000,000株	(注) 2.	
処分及び消却後の自己株式数	7,040,514株	(注) 1. 3.	

(注) 1. 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数(処分株式数)の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

2. 自己株式の消却につきましては、前記「4. 自己株式の消却」をご参照ください。

3. 「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」の信託財産として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式は上記自己株式には含めておりません。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当に係る手取概算額合計上限 16,877,405,000 円については、1,225,000,000 円を平成 25 年 12 月末までに子会社上海江崎格力高南奉食品有限公司への融資資金に、5,888,000,000 円を平成 26 年 12 月末までに子会社 Thai Glico Co.,Ltd. への融資資金に、1,750,000,000 円を平成 25 年 12 月末までにインドネシアにおける合弁会社 PT. Glico-Wings(※1) の設立出資資金に、3,750,000,000 円を平成 26 年 12 月末までに PT. Glico-Wings への融資資金に、4,264,405,000 円を平成 26 年 4 月末までに返済期限の到来する借入金 10,000,000,000 円の返済資金の一部に充当する予定であり、実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

上海江崎格力高南奉食品有限公司への融資資金については、菓子生産設備の増設を目的とした設備投資資金に、Thai Glico Co.,Ltd. への融資資金については、菓子生産設備の増設及び工場・製品倉庫の新設を目的とした設備投資資金に充当する予定です。

上記の設備投資の内容は、※2に記載のとおりであります。

また、合弁会社 PT. Glico-Wings に対する設立出資資金及び融資資金については、3,250,000,000 円を平成 26 年 12 月末までに工場建設を目的とした設備投資資金に、2,250,000,000 円を平成 26 年 12 月末までに運転資金に充当する予定です。

※1 インドネシア合弁会社の概要

(1) 名称	PT. Glico-Wings	
(2) 所在地	インドネシア共和国 ジャカルタ市	
(3) 代表者の役職・氏名	未定	
(4) 事業内容	冷菓(アイスクリーム)の製造販売	
(5) 資本金	約 35 億円相当 インドネシアルピア	
(6) 設立年月日	平成 25 年 12 月(予定)	
(7) 決算期	12 月	
(8) 出資比率	江崎グリコ株式会社	50%
	PT. Mitrajaya Ekaprana	50%
(9) 事業開始日	平成 27 年 1 月(予定)	

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

※ 2 子会社における設備投資の内容

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力 (注)3.
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
上海江崎格 力高南奉食 品有限公司	中国 上海市	菓子	機械装置	2,872	—	自己資金及 び当社から の融資資金 (注)2.	平成25年 4月	平成27年 9月	—
Thai Glico Co.,Ltd.	タイ国 バンコック市	菓子	機械装置	864	—	当社からの 融資資金 (注)2.	平成25年 1月	平成26年 9月	—
Thai Glico Co.,Ltd.	タイ国 バンコック市	菓子	倉庫用 建物	224	—	当社からの 融資資金 (注)2.	平成26年 1月	平成26年 9月	—
Thai Glico Co.,Ltd.	タイ国 バンコック市	菓子	工場用 建物	4,800	—	当社からの 融資資金 (注)2.	平成27年 1月	平成27年 12月	—

(注) 1. 上表には、消費税等は含まれておりません。

2. 「当社からの融資資金」は、当社が今回の一般募集及び本件第三者割当による調達資金を子会社へ融資するものです。

3. 完成後の増加能力については、設備投資が主として新設であり、生産品種も多岐にわたることから、増加能力を合理的に算定することが困難であるため、記載しておりません。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を、当社グループの投融資及び設備投資に充当することにより、これまで以上に強固な事業基盤を確立し、中長期的な業績の向上に貢献するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金の用途につきましては、設備投資、研究開発、今後の海外事業の展開などの資金に充当してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	33.36円	2.13円	28.91円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	15.00円 (5.00円)	15.00円 (5.00円)	15.00円 (5.00円)
実績連結配当性向	45.0%	704.2%	51.9%
自己資本連結当期純利益率	3.6%	0.2%	3.0%
連結純資産配当率	1.6%	1.6%	1.6%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。
4. 平成24年3月期及び平成25年3月期の1株当たり連結純資産及び1株当たり連結当期純利益の算定の基礎となる自己株式数については「従業員持株会信託型ESOP（信託口）」の信託財産として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式を自己株式に含めて算出しております。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

### (3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

##### 第三者割当による自己株式の処分

処 分 株 式 数	1,140,000株
処 分 価 額	1株につき877円
処 分 価 額 の 総 額	999,780,000円
処 分 方 法	住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に割当。
払 込 期 日	平成23年7月12日

#### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	1,078円	963円	993円	972円
高 値	1,110円	1,007円	998円	1,215円
安 値	780円	811円	852円	868円
終 値	966円	993円	974円	1,097円
株価収益率	29.0倍	466.2倍	33.7倍	—

(注) 1. 平成26年3月期の株価については、平成25年8月16日（金）現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

#### ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

上記(3)①に記載のとおり第三者割当による自己株式の処分を行っておりますが、割当先の保有方針について、変更はございません。

### (4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である掬泉商事株式会社は野村證券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。